

学会開催に関する手続について

2008 年度より、本学専任教育職員が所属する学術団体が、本学において学術研究集会（以下、「学会」という。）を開催する場合の取扱いは、下記の通りとする。

記

1. 学会開催許可

本学専任教育職員が所属する学術団体のうち、次のいずれかの基準を満たす学術団体が学会を開催しようとするときは、当該学術団体の代表者（以下、「代表者」という。）と当該学術団体に所属する本学専任教育職員の連名で、所定の様式により学長宛に申請するものとする。

（a）日本学術会議に登録している学術団体

（b）原則として、次の条件のすべてを満たしているもので、の定めにより、学術団体として登録を承認されたもの

ア 学術研究を目的とすること。

イ 設立後満3年を経過していること。

ウ 全国的な団体であること。

エ 当該研究分野についての代表的団体であること。

オ 責任ある役員を有すること。

カ 事務局を持ち、年次大会等の開催、学術刊行物の発行等の学会活動を行っていること。

上記（b）の場合は、予め代表者から学長宛に学術団体登録申請書を提出し、大学評議会の承認を得なければならない。

登録の有効期間は大学評議会の承認日から5年後の年度末までとする。

学会開催申請書の提出期限は、原則として開催予定日の3ヶ月前までとする。

学会開催の可否は、大学評議会において決定する。

2. 施設設備使用料免除

学会開催の申請と同時に、施設設備使用料免除を申請することができる。

施設設備使用料の免除の可否は、大学評議会において決定する。

3. 賛助費の交付

学会開催の申請と同時に、賛助費交付を申請することができる。

賛助費の交付を希望する場合は、上記1の定めにかかわらず学会開催前年度末までに申請を行うものとする。ただし、この場合は日程等の詳細が未定であっても申請できるものとする。

賛助費の金額の上限は、原則として正会員の人数に応じて次の通りとする。ただし、当該年度の予算額を超えての交付は行わず、申請件数が多い場合は、上記1（a）を（b）より優先させるものとする。

● 200名以下：5万円

● 201名以上500名以下：10万円

● 501名以上：15万円

賛助費の用途は当該学会開催に直接必要な経費（飲食費は除く）とし、申請書に用途内訳書を添付する。

同一団体に対する賛助費の交付は3年に1回を限度とする。

賛助費の交付の可否は、大学評議会において決定する。

賛助費の交付を受けた者は、当該学会の開催後速やかに「学会開催収支報告書」を学長宛に提出しなければならない。

4. 事務局

上記、1～3の申請に係る事務は、教育研究支援部教育研究支援課が担当する。

以上